

2024 年度

延長審査の手引き

専門看護師 (CNS) 延長審査

個人審査に関する不明点や疑問点は、
以下よりお問い合わせください。

- ・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する質問について、毎日 24 時間チャットボット (AI 自動応答システム) でご案内します。

■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください。



■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください。

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます。)

- 「資格認定制度に関するお問い合わせ (緑色のバナー)」を
クリックしてご質問を入力ください。

目次

1	専門看護師(CNS)認定期間延長審査 実施概要	3
1-1	延長審査について	3
1-2	申請資格	3
1-3	2024年専門看護師(CNS)延長審査の日程等	4
2	申請方法	5
2-1	申請の手順	5
2-2	提出物一覧	5
2-3	申請方法	6
2-4	申請を取下げの方	14
3	審査合否の確認	15
3-1	審査合否の確認	15
3-2	有効期限について	16
4	資格の有効期限の確認と情報公開の設定	17
4-1	資格の有効期限の確認	17
4-2	情報公開の設定	18
5	その他の事項	20
5-1	個人情報保護方針	20
5-2	問い合わせ先	20
6	申請を取下げの方	21
7	日本看護協会 専門看護師規程及び細則	22

1 専門看護師（CNS）認定期間延長審査 実施概要

1-1 延長審査について

1) 目的

病気その他やむを得ない理由により認定更新審査を受験することができない場合（審査申請をすることができない場合や看護実践時間が不足する場合 等）は、日本看護協会専門看護師細則第26条（P. 30参照）により、更新審査該当年に認定期間の延長審査（以下、「延長審査」という）を申請し、認められれば認定期間を延長することができる

2) 内容

審査書類をもとに審査を行い、認定期間延長の可否を決定する

※ 審査申請時に離職・休職中であっても、認定更新に必要な看護実践および自己研鑽の実績がある者は、延長審査ではなく認定更新審査の申請が可能です

1-2 申請資格

専門看護師（CNS）延長審査を申請する者（以下、「申請者」という）は、申請時において以下の3つの項目をすべて満たしていなければならない

- 1) 日本国の看護師免許を有すること
- 2) 専門看護師であること
- 3) 病気その他やむを得ない延長理由があること

※ 延長期間は原則として1年間とする

それ以上の延長が必要な場合は、1年後の認定看護師認定延長審査申請期間内に再度申請する認定期間の延長は3回まで、最大3年間可能

【ご注意ください！】

「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」を理由とした 認定看護師 認定期間延長審査への申請の中止について

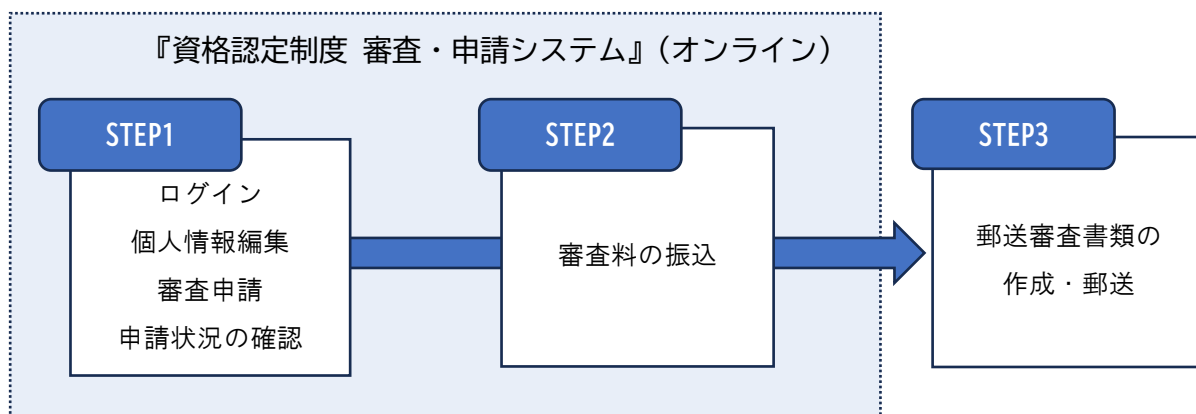
- ・ 2023年5月8日付で、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置付けられました
- ・ 5類感染症に位置付けられたことを受け、2023年申請より「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」を理由とした、認定期間延長審査は中止となりました

1-3 2024年専門看護師(CNS)延長審査の日程等

日程	申請	参照 ページ
7月31日(水) 10:00~ 8月13日(火) 15:00	個人情報の登録内容の編集 審査申請 審査料の振込	P. 5-10
7月31日(水) ~ 8月20日(火) 消印有効	審査書類の提出(郵送)	P. 11-14
12月24日(火) 14:00~ (予定)	審査合否の確認	P. 15-16
2025年1月(予定)	資格の有効期限の確認 氏名・施設名の公開/非公開の登録	P. 17-19
↓ 次年度の認定更新審査に申請		

2 申請方法

2-1 申請の手順



2-2 提出物一覧

1) 郵送での提出物

提出物	提出方法
認定期間延長審査申請書	「STEP3 郵送審査書類の作成・郵送」を参考に作成し、郵送する。
証明書類	
改姓に関する証明*	

*改姓し、各種審査書類と姓が異なる場合のみ提出してください

（例）システム登録の個人情報と証明書類に記載の姓が異なる場合

各種証明書類に旧姓と新姓が混在する場合

2020年度から延長審査における履歴書の提出は不要です

2-3 申請方法

『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）にアクセスする

URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>

<動作環境>

PC	Microsoft Edge : Version120 Google Chrome : Version120
スマートフォン	iPhone Safari : Version17 Android Google Chrome : Version120

STEP 1 (審査申請)の申請期間

2024年7月31日(水) 10:00 ~ 8月13日(火) 15:00

期限内に提出を完了してください
期限を過ぎての審査申請は受け付けません

STEP 1

ログイン

- ① ユーザーID (看護師免許番号) を入力する
 - ② パスワードを入力する
 - ③ 「ログイン」をクリックする
- ※パスワードは、初期設定で
「生年月日 (西暦8桁)」となっています
(1970年1月1日の場合⇒19700101)
- ※過去に自身で変更した場合は、
変更後のパスワードでログインしてください
- パスワードが不明な場合は、
[パスワードがわからない方はこちら](#) より
パスワードの再設定手続きを行う

生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

専門看護師・認定看護師・認定看護管理者
資格認定制度 審査申請システム

ログイン

ユーザーID
③ 例) 12345678

パスワード
①

② ログイン

[パスワードがわからない方はこちら](#)

次頁へ進む

STEP 1

個人情報編集

① メインメニューから **個人情報編集** をクリックし、＜個人情報編集＞画面を開く

The screenshot shows the main menu of the 'Specialized Nurse, Certified Nurse, and Certified Nurse Manager Qualification System'. At the top, it says '1380903 看護 花男様' and has a red circle with '1' next to the '個人情報編集' link. Below the menu, there are four options: '申請メニュー', '申請状況一覧', '認定資格一覧', and '再交付手続き'. Each option has a brief description of its function.

② すでに登録されている個人情報（氏名、住所、所属施設名等）の確認し、編集が必要な場合は編集する

The screenshot shows the '個人情報編集' page. At the top, there is a progress bar with '入力', '確認', and '完了' stages. Below the progress bar, there is a red circle with '3' next to a checkbox labeled '個人情報保護方針を理解し承諾する'. Below the checkbox, there is a link 'こちら' and a red circle with '4' next to a button labeled '確認画面へ'.

③ 「日本看護協会個人情報保護方針は **こちら** 」をクリックし、個人情報方針を確認する
[個人情報保護方針を理解し承諾する] の□をクリック（チェック☑）する

④ **確認画面へ** をクリックし、入力内容を確認する。

入力した内容に不足等があれば **入力画面へ戻る** で編集画面に戻り修正する

入力した内容が正しければ **登録する** をクリックする

※入力内容に不備がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示され、

登録はできません。エラーメッセージを確認の上、再度入力し登録しなおしてください

・個人情報[※]は上記登録完了後も随時編集が可能です

登録されたメールアドレス・住所に、認定部から通知メール・郵便物を送付するため、転居や職場の異動等により変更が生じた際は速やかに情報を更新してください

次頁へ進む

STEP 1

審査申請

- ① メインメニューから、**申請メニュー** をクリックする



- ② 申請メニュー画面から**専門看護師**の **延長審査** をクリックする
- ③ <延長申請入力>画面に必要事項を入力する
- ④ 申請分野をプルダウンから選択する
- ⑤ 入力が終了したら **確認画面へ** をクリックし、入力内容を確認する
入力した内容を修正する場合は **入力画面に戻る** で編集画面に戻り修正してください
クリック後は内容の再編集ができないため注意してください
- ⑥ 入力した内容が正しければ **申請する** をクリックする
- ⑦ [延長審査申請を受け付けました] のメッセージが表示される
- ⑧ 登録したメールアドレスに審査申請受理/振込口座の案内が送信される



次頁へ進む

STEP 1

申請状況を確認する

- ① メインメニューの **申請状況一覧** をクリックする
- ② <申請状況一覧>画面にて、申請 ID が付与されているのを確認し、**専門看護師** をクリックする

申請状況一覧

認定資格名をクリックすると、詳細画面に遷移します。
オンライン申請書類の作成/編集、受験票の印刷など、各種操作は詳細画面より行ってください。

現在の申請状況

年度 申請区分: 延長
専門看護師[]

申請ID	審査合否	未確定
------	------	-----

- ③ <申請状況詳細>画面の審査料の振込口座番号を確認する
 - 申請 ID は、審査書類の準備の際に必要なになります
 - 振込口座は、登録したメールアドレスに送信される、審査申請受付/振込口座の案内メールでも確認することができます
 - 入金を確認されると、「審査料」の横に赤字で「入金確認済」と表示されます（入金確認には数日かかることがあります）

申請状況詳細

年度 申請区分: 延長
専門看護師[]

申請ID: 書類送付表出力

審査料

① お支払金額 円

お支払期限 年 月 日 時

振込先

銀行名:
口座番号:
口座名義: 公益社団法人 日本看護協会 専門看護師口
※ATM等で文字数の制約上、途中までしか表示されないことがあります。
※振込時、振込人はご自身の氏名をカタカナで入力してください。

STEP2 へ進む

STEP 2 (審査料振込)の期日

8月13日(火) 15:00まで

STEP 2

審査料の振込

1) 審査料：30,800円(税込)

※振込手数料は申請者が負担すること

2) 振込先：以下のいずれかの方法により、確認する

(1) 審査申請時に登録メールアドレスに送信された

『審査申請受理/振込口座の案内』のメール

(2) 『資格認定制度 審査・申請システム』

ログイン ⇒ <申請状況一覧>画面の **専門看護師** をクリック

⇒ <申請状況詳細>画面に表示される「審査料」

3) 注意事項

- 期日までに審査料の振込が確認できない場合、審査申請を取り下げたものとみなします
- 振込口座番号は申請者ごとに異なるため、各自で指定口座を確認してください
- 振込名義は申請者の氏名(カタカナ)とし、施設名での振込は避けてください
- 振込明細票等の提出は不要です。自身で保管してください。なお、振込明細票は税法上正式な領収書として利用できます
- 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しません



STEP3 へ進む

STEP 3 (郵送審査書類)の提出期間

2024年7月31日(水) ~ 8月20日(火) 消印有効

- ※ 提出期間外の消印がある書類は受理しません
- ※ 提出期間外の消印がある場合、審査不合格となるため、期間を厳守してください
- ※ 書類の不足や内容の不備があった場合、追加提出・再提出は求めず不合格となります
- ※ 期間内であっても、一度提出された書類の差替え・追加提出は受け付けません
- ※ 書類受理に関する問合せは受け付けません
- ※ 配達記録が残る方法(簡易書留や特定記録郵便)で送付してください
- ※ 提出された書類はいかなる理由があっても返却しません

STEP 3

審査書類様式の入手

日本看護協会公式ホームページ [看護職の皆さまへ] [資格認定制度] [資格認定者の方へ] [専門看護師] のページにアクセスし、延長審査書類様式をダウンロードする
(郵送審査書類の一覧は次頁に記載)

URL : https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/guide/probation_guide_cns.html

郵送審査書類作成上の注意事項

- 審査書類は A4 サイズとし、申請者が作成するものはパソコンで入力し出力してください
- 各書類の申請 ID の記載欄には、審査申請後に付与される申請 ID を記載してください(手書き可)
- 申請 ID は審査申請受理のメール、または『資格認定制度 審査・申請システム』の <申請状況一覧>画面にて確認してください
- 訂正箇所は二重線を引き、訂正印を押してください
- 修正テープや修正インクは使用しないでください

郵送審査書類の作成へ進む

郵送審査書類の作成方法

郵送審査書類の作成

審査書類	書類番号 *印は様式有	記載方法・注意事項
認定期間延長 審査申請書	SR-1-3*	<ul style="list-style-type: none"> 申請 ID・認定番号・認定年、分野名、氏名、申請年月日を所定の欄に記載する 該当する延長申請理由にチェックする。その他の場合は具体的に記入する。 書類の不備、不足がないか確認し、枚数を記入し、本人確認欄にチェックする
改姓に関する 証明 (該当者のみ)	SR-5	<ul style="list-style-type: none"> 改姓により、申請した氏名と姓の異なる証明書類（郵送）がある場合のみ提出する 改姓の前後の氏名が両方とも記載されている証明書類（戸籍抄本、運転免許証（表面と裏面）のコピー、パスポート等の該当ページのコピー）を提出する 左上に書類番号「SR-5」、右上に申請 ID を記載する
証明書類	SR-6	<ul style="list-style-type: none"> 延長理由を裏付ける書類（例：休業証明書等）を提出する 様式は自由であるが、公的な第三者が発行したものとし、申請者の氏名が記載されているものとする

郵送方法

書類送付表の印刷

- ① メインメニューの **申請状況一覧** をクリックする
- ② <申請状況一覧>画面の **専門看護師** をクリックする
- ③ <申請状況詳細>画面が開くので、申請 ID の右隣にある **書類送付表出力** をクリックする

メインメニュー > 申請状況一覧 > 申請状況詳細

申請状況詳細

2021年度 申請区分: 延長

専門看護師[]

申請ID: **書類送付表出力**

- ④ 書類送付表の画面が開くので、書類送付表を印刷する
※システム画面上に印刷ボタンは表示されないため、以下の方法で印刷してください
1. 画面上で右クリックをし、表示されるボタン一覧にある「印刷プレビュー」をクリックする
 2. プレビュー画面の表示を確認し、印刷をする

申請 ID と名前は自動で印字されるため、誤りがないか確認してください

<書類送付表画面>

171-0014
東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F
CNS 延長審査 審査書類受付係 御中

CNS (専門看護師) 審査書類在中

●申請ID	●●●●●
●氏名	●●●●
●分野	●●●●
●住所	



次頁へ進む

郵送方法

審査書類の郵送

- 1) A4 サイズの審査書類（郵送）が折らずに入る封筒等を選び、書類送付表を貼る
- 2) 審査書類は書類番号順（SR-1-3 に記載の順）に並べて入れる
- 3) 書類提出期間内に配達記録が残る方法（簡易書留や特定記録郵便等）にて下記まで送付する

書類の送付先（書類送付表に自動表示）

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 WEST ビル 2F

CNS 延長審査 審査書類受付係

※延長審査業務の一部はプロメトリック株式会社に委託しています。

注意事項

- 送付前に郵便料金が不足していないか必ず確認してください
- 郵便料金の不足時は受理しません
- 封筒に自身の住所・氏名が記載されていることを確認してください
- 書類の持参や上記以外の方法で送付した場合、受け付けません
- 提出された書類はいかなる理由があっても返却しません
- 書類受理についての問合せは受け付けません
- 一度提出された書類の差替え・追加は受け付けません

2-4 申請を取下げの方

P21、6 申請を取下げの方へ進む

3 審査合否の確認

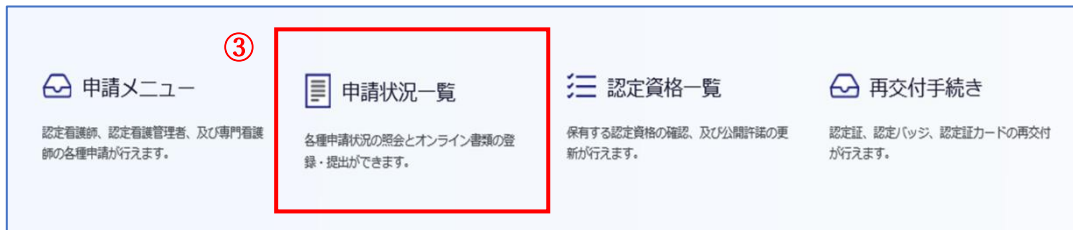
3-1 審査合否の確認

審査合否の発表日時

2024年12月24日（火） 14:00 予定

確認方法

- ① 『資格認定制度 審査・申請システム』（下記アドレス）にアクセスする
URL: <https://nintei.nurse.or.jp/certification/Nurse/NLGI01/NLGI01.aspx>
- ② ユーザーID、パスワードを入力しログインする
- ③ **申請状況一覧** をクリックする



- ④ <申請状況一覧画面>に表示される当該申請の[審査合否]を確認する



- ⑤ <申請状況一覧>画面に表示される当該申請の[審査合否]を確認する
- ⑥ [審査合否]に、「合格」または「不合格」が表示されるので確認する
- ⑦ 不合格の場合は **専門看護師** をクリックし、不合格事由を確認する

不合格となった場合の取り扱いについて

- 審査不合格となった場合、専門看護師資格は2024年12月31日をもって失効する
2025年以降の再認定審査に申請し合格することにより、資格の再取得が可能
- 失効後は、専門看護師を名乗ることはできない
- 失効後に専門看護師を名乗った場合は、処分の対象となる可能性がある

3-2 有効期限について

日本看護協会は、合格者に対して、有効期限を延長し、2025年12月31日までとする

※有効期限の延長に関する通知は送付しません。延長された認定期間については、『資格認定制度 審査・申請システム』の〔認定資格一覧〕にて、確認してください（次頁参照）。証明が必要な場合も、当該画面をプリントアウトする等してご利用ください

※認定期間延長を認められた者が、認定更新審査に申請するときは、その年度の審査方法を適用します。詳細は当該年度の「専門看護師認定更新の手引き」を参照してください

※延長された認定期間内に認定更新の申請を行わなかった場合は、専門看護師の資格を喪失します

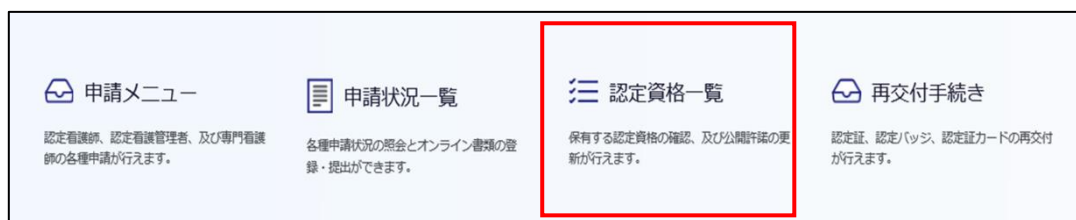
4 資格の有効期限の確認と情報公開の設定

4-1 資格の有効期限の確認

確認方法

認定料の振込確認後、認定部にて専門看護師名簿の延長手続きを行う
登録の手続き完了後、認定部より全合格者にメールで連絡する

- 1) 認定部からの通知メールを受信後、『資格認定制度 審査・申請システム』にログインする
- 2) メインメニューから **認定資格一覧** をクリックする



- 3) 申請した資格の有効期限が延長されているか確認する

<認定資格一覧画面>

The screenshot shows the '認定資格一覧' screen. It features a table with columns for '資格区分' (Qualification Category), '認定登録番号' (Certification Registration Number), '認定年月日' (Certification Date), '有効年月日' (Valid Date), '更新年月日' (Renewal Date), and '移行年月日' (Transfer Date). The '有効年月日' column is highlighted with a red box. Below the table, there are two rows of information, each with a '氏名 公開/非公開' (Name Public/Private) and '施設名 公開/非公開' (Facility Name Public/Private) section, each with a '変更する' (Change) button. The first row is highlighted with a red box.

- ① 資格区分を確認する
- ② 延長申請した資格の有効年月日が「当年+1年」の12月31日に延長されていることを確認する
- ③ **変更する** をクリックする

4-2 情報公開の設定

設定方法

認定登録情報(氏名および所属施設名)を日本看護協会公式ホームページ上で公開することの可否を設定する。設定しない場合、情報は公開されない

<認定情報公開許諾更新画面>

メインメニュー > 認定資格一覧

認定情報公開許諾更新

入力 確認 完了

① 日本看護協会公式ホームページにおける情報公開について
日本看護協会公式ホームページでは、認定者の氏名、所属施設、修了した特定行為区分(認定看護師のみ)の情報公開を行っております。情報を公開することにより、所属施設または認定者への問い合わせ等が増加することも考えられます。所属施設名の公開については、ご自身で所属施設の許諾を得たうえで入力してください。
また、以下についてもご了承の上、公開・非公開の入力をお願いいたします。
所属施設を公開設定し、個人情報編集画面より離職中を設定した場合、分野別都道府県別登録者検索や統計等にはご自宅の都道府県で表示/集計がされます。
所属施設を非公開設定した場合、分野別都道府県別登録者検索の都道府県を指定した検索では氏名の表示がされません。

専門看護師 []			
認定登録番号		認定年月日	年 月 日
有効年月日	年 月 日	更新年月日	年 月 日(回)
移行年月日	-		

② 氏名 公開/非公開 非公開 施設名 公開/非公開 非公開

③ 確認画面へ

[一覧画面へ戻る](#)

- ① 表示されている注意を確認する
- ② 氏名・施設名の公開/非公開について設定する
- ③ [確認画面へ](#) をクリックする
- ④ <認定情報公開許諾更新確認>画面にて [更新](#) をクリックする

氏名・施設名について「公開」を選択した場合、日本看護協会公式ホームページの「専門看護師(CNS)登録者一覧」に氏名及び所属施設名を公表します
情報を公開することにより、所属施設または認定者への問い合わせ等が増加することも考えられるため、了承の上、公開/非公開について設定してください
所属施設名の公開については、自身で所属施設の許諾を得た上で登録してください

設定方法

『資格認定制度 審査・申請システム』で公開を設定した場合、
日本看護協会公式ホームページでは、認定登録者の情報は下記のように公開される

資格区分*	<input type="radio"/> 認定看護師 <input type="radio"/> 認定看護管理者 <input checked="" type="radio"/> 専門看護師		
課程区分	全て ▾	分野	がん看護 ▾
施設所在都道府県 <small>※離職の方は、自宅所在都道府県となります。</small>	全て ▾	施設種別	全て ▾
施設設置主体名	全て ▾	施設法人名	<input type="text"/> ※部分一致
所属先施設名	<input type="text"/> ※部分一致		
氏名(漢字)	姓 <input type="text"/> ※部分一致	名 <input type="text"/> ※部分一致	
<input type="button" value="検索"/>			

[最初]	[前]	1	2	3	4	5	6	[次]	[最後]	1~50件目/1036件
分野	都道府県	氏名	施設法人名	所属先施設名	修了した特定行為区分					
がん看護	北海道	看護 花子	A 法人	ABC 病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	-	-	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	B 法人	D 病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	C 法人	EF 総合病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	医療法人	G 総合病院	-					
がん看護	北海道	〇〇 〇〇	D 法人	H 医療センター	-					

個人情報の登録内容更新のお願い

『資格認定制度 審査・申請システム』に登録されているメールアドレス・住所に、今後、認定部から通知メール・郵便物を送付することがあります。審査申請時から、氏名・住所・所属先・メールアドレス等の変更があったときには、「個人情報編集画面」で登録内容を更新してください

5 その他の事項

5-1 個人情報保護方針

「日本看護協会 個人情報保護方針」に準ずる

URL: <https://www.nurse.or.jp/privacy/>

『資格認定制度 審査・申請システム』に登録した情報に基づき、専門看護師延長審査にかかわる重要な通知および登録更新後の活動状況に関する調査の依頼を行うことがあります。また、登録した情報のうち、職位・所属部署等の処遇に関する情報や病床規模等の所属施設に関する情報は、登録更新後の活動状況を分析・検討するための基礎資料として活用することがあります

5-2 問い合わせ先

個人審査に関する不明点や疑問点は、以下よりお問い合わせください。

- ・認定看護師制度、専門看護師制度、認定看護管理者制度の個人審査に関する質問について、毎日 24 時間チャットボット（AI 自動応答システム）でご案内します。

■スマートフォンの場合

以下の二次元コードを読み取り、ご利用ください。



■パソコンの場合

本会公式 HP の以下のページで、ご利用ください。

[看護職の皆さまへ] - [資格認定制度]

(各制度ごとのページでもご利用いただけます。)

➤「資格認定制度に関するお問い合わせ（緑色のバナー）」を

クリックしてご質問を入力ください。

日本看護協会認定部（専門看護師担当）

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

該当の方のみ参照してください

6 申請を取下げの方

2024年7月31日～8月17日15:00に限り、申請の取下げを受け付けます
申請を取下げの場合は、上記の期間内に認定部まで連絡してください

日本看護協会認定部（専門看護師担当）

受付時間	月曜日から金曜日（土日祝日を除く） 9：30～12：00 / 13：00～17：00
電話番号	03-5778-8546

※上記の申請期間終了後は、いかなる理由があっても申請の取下げは受け付けできません

7 日本看護協会 専門看護師規程及び細則

公益社団法人日本看護協会 専門看護師規程

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本看護協会専門看護師制度（以下「本制度」という。）は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを目的とする。

第2条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）は前条の目的を達成するため、この専門看護師規程（以下「規程」という。）により専門看護師を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 専門看護師とは、本会専門看護師認定審査に合格し、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者をいい、次の各号の役割を果たす。

- (1) 専門看護分野において、個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。(実践)
- (2) 専門看護分野において、看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。(相談)
- (3) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行う。(調整)
- (4) 専門看護分野において、個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図る。(倫理調整)
- (5) 専門看護分野において、看護者に対しケアを向上させるため教育機能を果たす。(教育)
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行う。(研究)

第2章 専門看護師制度委員会

第4条 本制度の運営にあたって、専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設ける。

第5条 制度委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。

第6条 制度委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第7条 制度委員会の構成及び運営については、専門看護師細則（以下「細則」という。）に定める。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第8条 本会は、本会が認定する専門看護師と同等の資格を認定する他の看護関係の組織と、水準を均質にする努力を行うために協議会を設ける

第4章 専門看護分野の特定

第9条 専門看護分野とは、変化する看護ニーズに対して、独立した専門分野として知識及び技術に広がりや深さがあると制度委員会が認めたものをいう。

第10条 専門看護分野の特定の方法は、制度委員会が、同委員会に申請された分野について逐次審議し、理事会の決議を経て行うものとする。

第5章 専門看護師の認定

第1節 専門看護師を認定する委員会

(認定委員会)

第11条 専門看護師の認定に関する事項の審議は、専門看護師認定委員会（以下「認定委員会」という。）が行い、認定委員会は、必要事項について定めることができる。

第12条 認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の審査に関すること
- (2) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の実施に関すること

第13条 認定委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第14条 認定委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第15条 認定委員会は、専門看護師を認定する業務を補佐する専門看護師認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）を組織する。

(認定実行委員会)

第16条 認定実行委員会は、認定委員会を補佐し専門看護師の審査に関するすべての業務を行う。

第17条 認定実行委員会は、専門看護分野ごとに組織する。

- 2 認定実行委員会の委員は、認定委員会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第18条 認定実行委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第19条 専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 日本国の看護師免許を有すること

(2) 所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）

イ 看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得した者。なお、看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位に満たない者は、必要単位をさらに取得するものとする。

ロ 看護学以外の関連領域の大学院等を修了した者で、イにおいて必要単位をさらに取得した者

ハ 外国においてイまたはロと同等以上の教育を受けたと認められる者

(3) 専門看護師として必要な実務研修をしていること

イ 看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修をしていること。

ロ 専門看護分野の実務研修内容については、細則に定める。

第3節 専門看護師の審査及び認定

第20条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。

第21条 審査は、各専門看護分野の認定実行委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

第22条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第23条 認定委員会は、各専門看護分野の認定実行委員会の報告に基づき、専門看護師の認定を行う。

第24条 会長は、認定委員会が専門看護師として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、専門看護師認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定証等を交付した者を専門看護師名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会公式ホームページで公表する。

4 専門看護師認定証の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第29条の規定によって、専門看護師がその資格を喪失したときは、資格を喪失した日に効力を失うものとする。

第6章 専門看護師の認定の更新

第25条 本会は、専門看護師のレベル保持のため、認定更新制を施行する。

第26条 専門看護師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第27条 専門看護師の認定更新を申請する者（以下「認定更新申請者」という。）は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、専門看護師であること
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

第28条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

第7章 専門看護師の資格の喪失及び処分

第29条 専門看護師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定委員会の決議により、専門看護師の資格を喪失する。

- (1) 専門看護師の資格を辞退したとき
- (2) 専門看護師の認定の更新をしなかったとき
- (3) 第27条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を喪失、返上又は取消されたとき

第30条 専門看護師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と制度委員会の審議を経て、会長が専門看護師の認定を取消す等必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第8章 専門看護師の再認定

第31条 第29条に基づく資格喪失後に再び専門看護師の認定を申請する者（以下「再認定申請者」という。）の審査は、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

2 再認定申請者については第27条2号を適用しない。

第9章 規程の変更及び見直し

第32条 この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

第33条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

第10章 補則

第34条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。

1 この規則は、平成11年7月9日改正

1 この規則は、平成15年5月20日改正

(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護士を看護師に変更)

- 1 この規則は、平成16年2月6日改正
(第3条 倫理調整を追加)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正
(第19条を改正)
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この規則は、平成19年4月20日改正
(第19条を改正)
(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)
- 1 この規則は、平成20年5月19日改正
(第24条3項 「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この規則は、平成21年2月6日改正
(第12条 再認定を追加)
(第19条を改正し、条文整理)
(専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間を「1年以上」から「6か月以上」に変更)
(第29条3号を追加)
(第8章「専門看護師の再認定」第31条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成24年2月23日から施行する。
(第19条第3号イ 専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間「6か月以上」を削除)
- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。
(第19条1号・3号、第27条1号、第29条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)
- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。
(第30条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める)を追加
(第32条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)
- 1 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響による特別措置として、2020年9月25日から、本項から第4項までの規定を施行する。
- 2 第24条第4項の規定にかかわらず、有効期間を2020年12月末日までとされた専門看護師認定証については、その有効期間を2021年3月末日までとする。
- 3 第24条第4項の規定にかかわらず、2021年1月1日から同年3月31日までの間に交付された専門看護師認定証の有効期間は、2025年12月末日までとする。
- 4 第26条の規定にかかわらず、前項に規定する専門看護師認定証の交付を受けた専門看護師は、2025年12月末日までに認定を更新しなければならない。

公益社団法人日本看護協会 専門看護師細則

第1章 総則

第1条 専門看護師規程（以下「規程」という。）の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、この専門看護師細則（以下「細則」という。）の規定に従うものとする。

第2章 専門看護師制度委員会

第2条 専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 制度委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第3条 制度委員会は、規程第5条に基づき、専門看護師制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、専門看護分野の特定を含む。

第4条 制度委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第5条 制度委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第6条 規程第8条の規定により、他の看護関係の組織との協議会を別に設ける。協議会の運営方法等は、常務理事会において決定する。

第4章 専門看護分野の特定

第7条 規程第10条の規定により、専門看護分野の特定は、制度委員会が次の事項について審議し、すべて満たすと認められた分野で、理事会の決議を経て行うものとする。

- (1) 既に専門看護分野の教育課程が現存し大学院等で実施されているもの。なお、教育課程については日本看護系大学協議会又はそれと同等以上の組織が提言しているもの。
- (2) 専門看護分野の教育を修了し、専門看護師の受験資格を満たしている者が現時点で3名以上、臨床専門分野（地域を含む）で実践していること。

第8条 専門看護分野の特定を申請する者は、次の各号に定める申請書類を制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門看護分野特定申請書
- (2) 教育課程報告書（専門看護師の受験資格を満たしている者が受けた教育背景）
- (3) 専門看護師実績報告書（3名以上）

第9条 専門看護分野特定の申請は、毎年3月末までに、申請書類を提出する。

第10条 現在特定されている専門看護分野は次の分野である。

精神看護、がん看護、地域看護、老人看護、小児看護、母性看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護、感染症看護、
家族支援、在宅看護、遺伝看護、災害看護、放射線看護

2 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、1項に示す分野名の順に下記のとおりとする。なお、資格
名称の英語表記は、「Certified Nurse Specialist in (専門看護分野名)」とする。

Psychiatric Mental Health Nursing, Cancer Nursing, Community Health Nursing,

Gerontological Nursing, Child Health Nursing, Women 's Health Nursing,

Chronic Care Nursing, Critical Care Nursing, Infection Control Nursing,

Family Health Nursing, Home Care Nursing, Genetics Nursing, Disaster Nursing,

Radiological Nursing

第5章 専門看護師の認定

第1節 専門看護師を認定する委員会

(認定委員会)

第11条 専門看護師認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。制度委員は、認定
委員を兼務することができる。

2 認定委員の構成は、専門看護分野の専門家を含まなければならない。

3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第12条 認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第13条 認定委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

(認定実行委員会)

第14条 専門看護師認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）の委員の定数は、専門看護分野ごとに5名以上と
する。

2 認定実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 各専門看護分野の認定実行委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第15条 各専門看護分野の認定実行委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第16条 認定実行委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

第2節 受験の申請

第17条 規程第19条の規定により、専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める内容の専門看護分野の実務研修をしていなければならない。

- (1) 専門看護分野における、個人、家族及び集団に対する直接的な看護実践
- (2) 専門看護分野における、看護者を含むケア提供者に対するコンサルテーション
- (3) 専門看護分野における、必要なケアが円滑に行われるための、保健医療福祉に携わる人々間のコーディネーション
- (4) 専門看護分野における、個人、家族及び集団の権利を守るための、倫理的な問題や葛藤の解決をはかる倫理調整
- (5) 専門看護分野における、ケアを向上させるための、看護者に対する研修会、研究指導及び講演会等での活動を含む多様な教育的機能
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるための実践の場における研究活動

第18条 受験者は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 看護師免許証の写
 - (4) 専門看護分野の所定の履修単位自己申告書
 - (5) 教育機関が発行する履修単位証明書
 - (6) 勤務先の長が証明する勤務証明書
 - (7) 看護実績報告書
 - イ 直接的看護実践の事例分析の報告書
 - ロ コンサルテーションに関する報告書
 - ハ コーディネーションに関する報告書
 - ニ 倫理調整に関する報告書
 - ホ 教育的機能に関する報告書
 - ヘ 研究業績に関する報告書
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第3節 専門看護師の審査及び認定

第19条 認定実行委員会は、規程第21条の規定により専門看護師認定審査の受験者に対し、書類審査及び筆記試験を行う。

- 2 規程第19条に定める受験資格を満たす者に限り、認定審査を受けることができる。
- 3 日本看護系大学協議会に認定された専門看護師教育課程以外の修士課程修了者は、第1項に定める専門看護師認定審査の前に教育要件についての受験資格審査を受けることができる。その際の提出書類は細則第18条(1)から(5)とし、詳細は認定委員会が別に定める。

第20条 認定実行委員会は、最終的な審査結果及び出願書類を、認定委員会に提出し報告する。

第21条 認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を会長に報告する。

第22条 専門看護師の認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第23条 規程第21条の規定による専門看護師審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

第6章 専門看護師の認定の更新

第24条 規程第26条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること
- (2) 研修実績及び研究業績等が合わせて100点以上であること

第25条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長の証明する勤務証明書
- (4) 認定証取得後5年間の看護実績報告書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。

第26条 規程第26条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第27条 専門看護師の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第7章 専門看護師の再認定

第28条 規程第31条の規定に基づき再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第24条の各号をすべて満たしていなければならない。

第29条 再認定申請者は、専門看護師再認定申請書とともに細則第25条の第2号から第4号に定める申請書類と理事会が定める審査料を本会に提出しなければならない。この場合、第4号に定める申請書類について「認定証取得後5年間」を「申請時において過去5年間」と読替えるものとする。

第30条 専門看護師の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第8章 細則の変更

第31条 この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 この細則は、平成7年11月10日から施行する。

1 この細則は、平成8年11月15日改正

(第10条「地域看護」を追加)

1 この細則は、平成12年2月4日改正

1 この細則は、平成13年7月13日改正

(第10条「老人看護」を追加)

1 この細則は、平成13年11月16日改正

(第10条「小児看護」を追加)

1 この細則は、平成14年7月12日改正

(第10条「母性看護」を追加)

1 この細則は、平成15年5月20日改正

(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護師を看護師に変更)

1 この細則は、平成15年7月18日改正

(第10条「成人看護(慢性)」を追加)

1 この細則は、平成16年2月6日改正

(第24条 倫理調整を追加、第26条 筆記試験を削除)

1 この細則は、平成16年7月16日改正

(「第10条「クリティカルケア看護」を追加)

1 この細則は、平成17年2月4日改正

(正式名の記載及び条文整理等の改正)

1 この細則は、平成18年7月14日改正

(第10条「感染看護」を追加)

1 この細則は、平成19年4月20日改正

(第17条及び第18条を改正)

(実務経験を実務研修に変更し、条文整理)

1 この細則は、平成19年7月13日改正

(第10条「成人看護(慢性)」を「慢性疾患看護」、「クリティカルケア看護」を「急性・重症患者看護」、「感染看護」を「感染症看護」に名称変更)

(第2項に分野名の英文表記を追加)

1 この細則は、平成20年4月17日改正

(第10条「家族支援」を追加)

1 この細則は、平成20年5月19日改正

(第23条「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)

1 この細則は、平成21年2月6日改正

(第19条を改正)

(「口頭試問」を「筆記試験」に変更、受験資格審査について追加し、条文整理)

(第24条を改正 第2号と第3号を統合し条文整理)

(第25条の第3号を削除し条文整理)

(第7章 「専門看護師の再認定」を追加、第28条から第30条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)

1 この細則は、平成23年4月27日改正、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。

1 この細則は、平成24年4月20日改正、平成24年5月9日から施行する。

(第10条 「在宅看護」を追加)

1 この細則は、平成24年7月26日から施行する。

(第18条3号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許証」を「看護師免許証」に変更)

1 この細則は、平成26年2月28日から施行する。

(第2条2号「制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない」に変更)

(第4条、12条「委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」、2号「決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する」に変更)

(第18条「専門看護分野における看護実践能力に関する推薦書」を削除)

(第31条「この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる」に変更)

1 この細則は、平成28年11月24日から施行する。

(第10条 「遺伝看護」「災害看護」を追加)

1 この細則は、2022年2月24日に改正し、同日から施行する。

(第10条 「放射線看護」を追加)